

四日市市告示第 342 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき、令和 5 年度高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 11 日

四日市市長 森 智 広

1 目的

予防接種法第 5 条に基づき、個人の発病又はその発生及びまん延の予防に資することを目的とします。

2 実施期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

3 実施場所

① 個別接種

② 医療機関（四日市市が委託する医療機関）・施設

医療機関は窓口に「四日市市予防接種委託医療機関」の標札を掲げることとします。

4 対象者

接種当日に四日市市に住民登録がされている下記の人のうち、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない人。

※ 上記の場合の高齢者肺炎球菌ワクチンとは、定期予防接種として認められたワクチンとします。（以下「同ワクチン」と記載する）

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日時点の年齢が、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳の人。

<令和 5 年度 対象生年月日>

65 歳	昭和 33 年 4 月 2 日生～昭和 34 年 4 月 1 日生
70 歳	昭和 28 年 4 月 2 日生～昭和 29 年 4 月 1 日生
75 歳	昭和 23 年 4 月 2 日生～昭和 24 年 4 月 1 日生
80 歳	昭和 18 年 4 月 2 日生～昭和 19 年 4 月 1 日生
85 歳	昭和 13 年 4 月 2 日生～昭和 14 年 4 月 1 日生
90 歳	昭和 8 年 4 月 2 日生～昭和 9 年 4 月 1 日生
95 歳	昭和 3 年 4 月 2 日生～昭和 4 年 4 月 1 日生
100 歳	大正 12 年 4 月 2 日生～大正 13 年 4 月 1 日生

※ただし、過去に当該ワクチンを接種したことがある人はのぞきます。

- (2) 接種日当日に満 60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人で身体障害者 1 級に該当する者又は同程度と医師が判断した人

5 接種料金 (自己負担・・・医療機関窓口徴収金)

2,500 円

但し、上記4対象者で生活保護世帯は無料とします。

※ 生活保護受給者の医療機関での確認は、事前に健康づくり課から個人通知した予診票を医療機関窓口を持参することによります。

6 公費負担の接種回数

生涯1回

※ 過去に同ワクチンの接種を受けたことがある人、高齢者肺炎球菌ワクチンの補助を受けたことがある人は定期予防接種の対象外です。

7 一般的注意

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について、説明文をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、健康づくり課に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受けるご本人が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

8 予防接種を受けることができない人

① 明らかに発熱のある人

一般的に、体温が 37.5℃以上の場合を指します。

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

③ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある人

※ 「アナフィラキシー」というのは通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

④ 予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状になったことがある人

⑤ 過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人

上の①～⑤に入らなくても医師が接種不相当と判断した時は接種できません。

9 予防接種を受けるに際し、担当医師と相談が必要な人

① 心臓血管系、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある人

② 過去にけいれんの既往のある人

③ 過去に免疫不全の診断を受けたり、近親者に先天性免疫不全者がいる人

④ 高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の成分に対してアレルギーを呈する恐れのある人

10 予防接種を受けた後の一般的注意事項

① 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。

② 副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましよ

う。

- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種後 24 時間は過剰な運動や多量の飲酒は、避けましょう。

(健康福祉部 健康づくり課)